

1. 議 事 日 程（4 日 目）

（令和4年那智勝浦町議会第3回定例会）

令和4年9月13日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第55号	紀南学園事務組合同規約の変更について……………	121
日程第2	議案第56号	那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例……………	122
日程第3	議案第57号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	124
日程第4	議案第58号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	127
日程第5	議案第59号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	127
日程第6	議案第60号	那智勝浦町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	127
日程第7	議案第61号	令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）……………	130
日程第8	議案第62号	令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	151
日程第9	議案第63号	令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）……………	152
日程第10	議案第64号	令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	153
日程第11	議案第65号	令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	155
日程第12	議案第66号	令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）……………	157
日程第13	議案第67号	教育委員会委員の任命について……………	160

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	城 本 和 男	2 番	東 信 介
3 番	曾 根 和 仁	4 番	荒 尾 典 男
5 番	藤 社 和 美	7 番	引 地 稔 治
8 番	左 近 誠	9 番	加 藤 康 高
10 番	中 岩 和 子	12 番	亀 井 二三男

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

6 番	金 嶋 弘 幸	欠席
11 番	森 本 隆 夫	欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
-----	-------	-------	---------

教 育 長 岡 田 秀 洋
参事(総務課長) 塩 崎 圭 祐
会 計 管 理 者 三 隅 祐 治
税 務 課 長 網 野 宏 行
福 祉 課 副 課 長 仲 紀 彦
農 林 水 産 課 長 西 眞 宏
水 道 課 長 村 上 茂

消 防 長 湯 川 辰 也
教 育 次 長 田 中 逸 雄
病 院 事 務 長 下 康 之
住 民 課 長 在 仲 靖 二
観 光 企 画 課 長 吉 中 秀 郎
建 設 課 長 楠 本 定

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長 寺 本 尚 史
事 務 局 主 査 北 郡 克 至
事 務 局 副 主 査 米 地 祐 太 郎

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので御報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 紀南学園事務組合理約の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第1、議案第55号紀南学園事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 議案第55号について御説明申し上げます。

〔議案第55号朗読〕

今回の改正は、関係市町村の分担金について、その算定方法を改正するものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付してございます。そちらを御覧ください。

右側の改正前を御覧ください。

関係市町村の分担金の割合は、児童割、人口割、財政需要割となっております。ただし、串本町及び田辺市については、合併前の古座町及び本宮町の区域内の数値を基に算出するとなっております。今回の改正では、財政需要割を廃止し、新たに均等割を新設するものでございます。

左の改正後を御覧ください。

均等割、各関係市町村20万円を新設し、人口割、児童割総額及び均等割総額控除後の額とするものでございます。財政需要割の廃止についてですが、令和2年度をもって普通交付税の合併算定替えが終了したことにより、旧古座町と旧本宮町の財政需要割が算出されなくなったため、これを廃止し、均等割20万円を新設するものでございます。その結果、改正前と比較しまして、関係市町村の分担金額が全体的に大きく変わらないものとなっております。なお、本

町は約9万円の増額となります。

改正条例にお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第56号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第2、議案第56号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第56号について御説明申し上げます。

〔議案第56号朗読〕

今回の条例改正につきましては2点ございます。

1つは、高齢者のバス運賃について負担軽減を図ることで、社会参加の促進及び移動支援を行い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的として、本町に住所を有する75歳以上の方の町営バスの利用料を無料にするとともに、併せて半額としていた障害者の方等についても無料に改めるものでございます。

2つ目は、色川線について利便性を高めるため、一部路線変更を行うものでございます。

新旧対照表のほうを御覧願います。

2ページをお願いいたします。

第6条第3号は、身体障害者手帳または療育手帳を有する方について規定してございます

が、右側改正前の下線部分、「半額（10円未満切上げ）」のところを、左側改正後のところ「無料」に改めます。

第6条第4号は、精神障害者保健福祉手帳を有する方についても同じく無料に改めます。

そして、第6条第5号として、新たに本町に住所を有する75歳以上の方を無料とする規定を加えるものでございます。

3ページ、4ページを御覧願います。

別表第1は、色川線の4月から11月に係る路線及び利用料でございます。

4ページの改正前、2番大野橋と3番大野口の間に、3ページを御覧願います、新たに3番として、色川小中学校を追加するものでございます。

5ページ、6ページにつきましては、別表第2で、色川線の12月から3月の冬季に係る路線及び利用料でございます。改正内容は同じでございます。

別添カラー刷りの関係資料のほうを御覧願います。A4横置きのものでございます。

現行は、籠一大野間について県道を直進する青い路線のとおり運行してございますが、大野橋のバス停を少し移動し、大野口の間を農道と町道を通る赤い路線に改めるものでございます。

最後に、附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

10番中岩君。

○10番（中岩和子君） 1点お尋ねしたいんですけど、町営バスなので、熊野交通のほうとは関わりがないかもしれないんですけど、そういうふうな熊野交通のバスに乗るときも、これの中に入るのでしょうか。これ町営バスなので、那智山線ですね。はい。

ほいで、それがそのときにどういうふうな状況で、身分証明書を提示するとか、そういうふうな何か方法があるのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

民間バスについてでございますが、この後の補正予算の中で御審議いただく予定としてございます。同じく那智山線については無料にする方向で進めてございます。

あと、確認の方法でございますが、対象者につきましては、保険証で確認する予定でございます。何らかの理由により保険証をお持ちでない方につきましては、別途利用券等を発行する予定で進める予定でございます。

75歳以上の方、後期高齢医療保険のほうに自動的に75歳で加入となりますので、その保険証で確認する予定でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） すいません、1点だけ。

今の那智山線の熊野交通の分も75歳以上は無料となっております。今後これから先、今後とも熊野交通が走っているのは、宇久井も同じように走ってます。今の町営のバスが日に3便のうち、2回かな、勝浦まで来るの。そうなる、来てから帰るときにも、その行き来が、片方来ても、今度は帰りが無いというような形が出てくると思うんです。その点について今後はどう考えているのか、ちょっと。今、那智山線だけ言われたんですけど、今後どうなるか、お聞きします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

民間路線でございます新勝線についてでございますが、今回、町営バスの運行があることから対象外としてございます。また、勝浦方面から宇久井を越えて新宮市へ行かれる場合等、料金設定それから精算方法などの事業者との取扱いについての問題点もございます。今後、利用状況等を見ながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第3、議案第57号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第57号について御説明申し上げます。

〔議案第57号朗読〕

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めたものでございます。

新旧対照表と関係資料を添付させていただいておりますので、併せて御覧願います。

まず、関係資料のほうで説明申し上げます。

最初に、四角で囲ったところでございます。改正概要について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の分割取得、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい環境整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

①といたしまして、非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。非常勤職員については、雇用期間、任期がございますので、育児休業を請求するときには、その雇用関係が一定期間終了しないことが必要でございますが、その期間を短縮することで、対象者が拡大するものでございます。

②でございます。子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関し、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能にするため、規定を整備するものでございます。

③でございます。再度の育児休業取得に係る条件で定める特別の事情の規定を改正いたします。

アといたしまして、育児休業法の改正により、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことに伴い、再度取得の際に育児休業等計画書による申出の必要があったものが不要となり、手続が簡略化になるものでございます。

イといたしまして、非常勤職員と同様に任期付職員についても、任期の更新または継続採用時における再度の育児休業を可能とすることを規定するものでございます。

以上が、改正概要となっております。

以下、改正文を記載してございまして、その下の四角で囲んだ部分にその内容を記載してございます。

主立った部分について説明いたします。

2ページをお願いいたします。四角で囲った部分でございます。

第2条第4号ア（ア）は、育児休業することができる非常勤職員の要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合としている要件も、子の出生の日から57日以内に育児休業しようとするときは、子の誕生日から起算して57日と6月を経過する日までと緩和するものでございます。

子の出生の日から57日以内にする育児休業の取得要件を緩和するもので、子の1歳6か月到達日までに、その非常勤職員の任期が満了していないこと及び引き続き採用される見込みがある場合としている要件について、その期間が子の出生の日から57日間と6か月を経過する日ま

でに短縮する改正でございます。任期、雇用期間が短くても取得できるようになるものでございます。

後段部分の第2条第4号イ（ア）につきましては、第2条の3第3号の改正に合わせ、子の1歳到達日に育児休業している非常勤職員が、子が1歳以上1歳6か月未満の期間において育児休業をしようとする場合で、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする場合は、育児休業の取得要件を確認しないというものでございます。非常勤職員が、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする場合につきまして、改めて取得要件を問われずに育児休業ができるものでございます。

3ページをお願いいたします。また、新旧対照表2ページ、3ページのほうも併せて御覧願います。

第2条の3第3号は、非常勤職員の育児休業の対象期間（子の1歳到達日）を特例として、子の1歳6か月到達日までとする要件を、ア、イ、ウ、エに掲げる場合のいずれにも該当するときとするよう改めるもので、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中において、夫婦交代での取得を可能とするものでございます。非常勤職員の育児休業の対象期間が、子の1歳到達日から1歳6か月到達日まで延長できる特別な条件が1つ追加され、1歳以上1歳6か月未満の期間の途中での夫婦交代の取得を可能とするものでございます。さらに、子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化し、特別な事情がある場合、より柔軟な取得が可能となるものでございます。

4ページを御覧願います。一番下の四角の部分でございます。

第3条は、育児休業法の改正により育児休業の取得回数制限が緩和され、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書による申出等の手続が簡略化できるものでございます。

5ページを御覧願います。

附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第59号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第60号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第4、議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第59号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第60号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明いたします。

最初に、状況説明をさせていただきます。

昨年の11月に新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の収入を1%程度引き上げることが閣議決定されました。その支給方法として、令和4年第1回定例会で看護職員等に対する処遇改善手当の支給に関する条例改正を御可決いただきましたが、その後、令和4年6月に和歌山県から、看護職員等処遇改善手当は地方自治法に規定された手当ではないため、給与条例に定めるのは自治法上、好ましくないとの指摘がありました。

今回の改正につきましては、県からの指摘を受け、看護職員処遇改善手当を議案第58号、議案第59号にて職員の給与に関する条例から削除し、代わりに議案第60号で特殊勤務手当に関する条例にその規定を設けるものでございます。

あわせて、看護職員等処遇改善手当の財源として9月までは国からの補助金でしたが、10月以降は看護職員処遇改善評価料として診療報酬に上乘せされることになり、手当の上限額につきまして収入の1%程度から3%程度に引き上げる額となることから所要の改正を行うものでございます。

議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

説明は、関係資料、新旧対照表でさせていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

改正前、右側の欄を御覧ください。

目次の改正は、第23条の8の看護職員等処遇改善手当の条文を削除することにより、条項を改めるために改正を行うものです。

第13条では、職員に支給する手当の種類について規定しておりますが、看護職員等処遇改善手当を削除するものです。

第23条の8では、看護職員等処遇改善手当の支給について規定しておりますが、その条文を全て削除するものです。

第23条の9につきましても、第23条の8の削除に伴い、1条繰り上げるものです。

議案書にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第59号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

説明は、関係資料、新旧対照表でさせていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

改正前、右側の欄を御覧ください。

目次の改正は、看護職員等処遇改善手当の条文を削除することにより条項を改めるために改正するものです。

第3条では、会計年度任用職員の給与について規定しておりますが、フルタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当を削除するものです。

第14条では、フルタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当について規定していますが、その条文を削除するものです。

第15条から、次のページの上段の第18条までについては、第14条の削除に伴い1条ずつ繰り上げるものです。

第19条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の種類について規定しておりますが、第5項中、看護職員等処遇改善報酬を削除し、1条繰り上げるものです。

第20条から第24条までにつきましても、第14条の削除に伴い1条ずつ繰り上げるものです。

3ページをお願いします。

第25条では、パートタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善報酬について規定しておりますが、その条文を削除するものです。

第26条は、第14条及び第25条の削除に伴い2条繰り上げるものです。

第27条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法について規定しておりますが、

その報酬から看護職員等処遇改善報酬を削除し、2条繰り上げるものです。

第28条から次のページの第35条までにつきましても、第14条及び第25条の削除に伴い2条ずつ繰り上げるものでございます。

議案書にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第60号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

議案第60号は、別表のみの改正で、看護職員等処遇改善手当を特殊勤務手当として新設するものでございます。

別表は、特殊勤務手当の種類、基準金額及び適用範囲について規定しており、新たに看護職員等処遇改善手当を追加し、手当の金額を月額1万2,000円以内とし、その支給対象を医療技術員、看護師、准看護師、ナースエイド、医療ソーシャルワーカー、医師事務作業補助者とするものです。

支給額につきましては、収入を3%引き上げるのが国の方針のため、3%相当額としております。

附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。議案第58号及び議案第59号につきましては、第1回定例会上程時に精査していれば必要のない改正であり、誠に申し訳ありません。今後は十分注意してまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第58号、議案第59号及び議案第60号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第58号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第61号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第61号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第61号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,225万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億9,461万4,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から、次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額100億236万1,000円に補正額3億9,225万3,000円を追加し、計で103億9,461万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から、次のページの款12諸支出金までの補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、公共事業等から現年単独災害復旧事業まで、補正前の限度額計14億8,369万8,000円に1,470万円を増額し、補正後の限度額を14億9,839万8,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ3億9,225万3,000円を増額をお願いしてございます。

8ページの歳出の補正予算財源内訳でございますが、国県支出金2億2,771万円、地方債1,470万円、その他8,318万4,000円、一般財源は6,665万9,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は6,665万9,000円を増額で、計で34億4,627万2,000円とするものでございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節2町営バス使用料で74万円の減額につきましては、先ほどの議案第56号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例で御可決賜りました、75歳以上の高齢者の利用料を無料とすることにより適用となる10月以降の見込額を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額2億93万5,000円につきましては、令和3年度からの本省繰越予算と令和4年度で新たに措置された分を合わせて本年度の限度額は、現時点で2億7,459万1,000円と示されており、6月補正で7,365万6,000円を予算化してございますので、今回、その残、2億93万5,000円を計上してございます。

別添資料のほうを御覧願います。

議案第61号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）関係資料と題してございま

す。A3横置きのものでございます。

今回、本町が実施いたします新型コロナウイルス感染症対策事業について一覧にしたものでございます。

中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事業から修学旅行キャンセル料等補助事業までの8つの事業を計画してございます。右下のところ、予算合計2億3,611万3,000円でございます。これらの財源といたしまして、この臨時交付金2億93万5,000円を充当するものでございます。事業の内容につきましては、歳出におきまして各担当課長から説明申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、14ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入は、792万4,000円の増額で計上してございます。備考欄1行目の小匠ダム維持管理委託金につきましては、小匠ダムの県庁配信用サーバー無停電装置取替えに係る費用を和歌山県より受け入れるものでございます。

2行目の町有建物災害共済金につきましては、落雷により故障いたしました下里小学校の電気設備の修繕費用の保険金収入でございます。

3行目、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、歳出で説明いたします電子計算機に係るシステム改修の費用について、その全額を国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構から受け入れるものでございます。

款22町債、目5土木債並びに目9災害復旧債で、合計1,470万円の増額補正をお願いしてございます。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費、節12委託料73万7,000円の増額補正につきましては、説明欄記載のとおり、電子計算機システム改修構築費用でございます。全国の自治体で使用している税や住民基本台帳などの基幹業務システムにつきましては、令和7年度までに国の定めた標準システムへの移行が義務づけられており、今回は現在使用しております業務用システムの文字セットを標準システムで使用するものに変更するため、国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構から全額補助を受けてシステム業者に委託するものでございます。

1つ飛びまして、このページ一番下の目10町営バス運行費で29万8,000円の増額補正をお願いしてございます。先ほどの町営バス条例の一部を改正する条例で御可決賜りました色川線の路線変更に伴いお願いするものでございます。節10需用費の8万5,000円につきましては、バス路線図と時刻表の印刷費用、節12委託料の21万3,000円につきましては、停留所標識の整備を委託するものでございます。

24ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4水防費、節12委託料の補正額99万円につきましては、小匠ダムの県庁配信用サーバー無停電電源装置を和歌山県からの委託を受けて更新するものでございます。

目5災害対策費、節10需用費の80万円につきましては、津波ハザードマップの在庫に不足が生じてきていることから、増刷をお願いするものでございます。節14工事請負費の275万円につきましては、防災行政無線の井関、八反田子局の位置に支障が生じたことから、その移設工事費をお願いするものでございます。

28ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の補正額4,107万4,000円につきましては、マイナンバーカードの普及促進に係るものでございます。

関係資料（新型コロナウイルス関連）の1枚目を御覧ください。

上から5行目でございます。9月末で国のマイナポイント事業第2弾が終了となりますが、本町の交付率は現在40.3%で、全国平均の46.9%を下回っている状況でございます。令和4年6月に国の基本方針の中で、マイナンバーカードの普及状況を踏まえた交付税算定も検討されていることもあり、今回この交付率を上げるため、10月以降の新規取得者に対して5,000円の商品券を交付するものでございます。また、既にマイナンバーカードを取得している方につきましても、生活支援の観点から商品券を交付いたします。

予算書に戻っていただきまして、節12委託料につきましては、既にカードを取得している方に対する商品券の交付を郵便局に委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金につきましては、商工会に対する補助金で、交付済みの方6,200人、10月以降の新規申請見込みを1,600人と見込みまして、商品券の印刷等の諸経費を含む4,030万4,000円を補助するものでございます。

なお、この商品券につきましては、町内の大型店舗も使える商品券とする予定でございます。

また、財源に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充てるため、精算の関係から使用期限は令和5年1月15日とするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲紀彦君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節8低所得者保険料軽減負担金41万4,000円は、令和3年度の介護保険料軽減負担金の額の確定による追加交付分を受け入れ

るものでございます。

目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,664万2,000円は、オミクロン株対応ワクチン接種に係る医師や看護師等の人件費に対する負担金を受け入れるものでございます。

11ページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節8障害者総合支援事業費補助金25万3,000円は、備考欄記載のシステム改修に対する補助金を受け入れるものでございます。

目3衛生費国庫補助金、節3新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金485万8,000円は、集団接種会場の整備等接種体制確保の費用に対する補助金を受け入れるものでございます。

12ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節9低所得者保険料軽減負担金20万8,000円は、国庫支出金と連動したもので、令和3年度の介護保険料軽減負担金の額の確定による追加交付分を受け入れるものでございます。

項2県補助金、目2民生費補助金、節14地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金127万6,000円は、コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、事業所が実施する簡易陰圧装置の設置事業に対する補助金を受け入れるものでございます。

17ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金、補正額127万6,000円は、介護施設等における簡易陰圧装置設置事業補助金でございます。県補助金10分の10を受け入れ、介護施設1施設に交付するものでございます。節19扶助費、補正額127万9,000円及び目7障害者福祉費、節19扶助費、補正額4万3,000円を合わせて御説明いたします。備考欄記載の高齢者路線バス交通費及び障害者路線バス交通費でございます。町営バス無料化に伴い、熊野御坊南海バス那智山線の運賃につきましても同様とし、その分を事業者に助成するものでございます。経済的な負担軽減、社会参加の促進及び移動支援を行い、福祉の向上を図ることを目的とするものでございます。高齢者路線バス交通費は、乗車1回当たり330円、3,874回分、障害者路線バス交通費は、乗車1回当たり330円の2分の1、165円、260回分を計上し、10月1日より実施いたしたくお願いするものでございます。なお、単価330円は熊野御坊南海バスとの協定書案に基づくもので、利用の多い汐入橋バス停を起点とし、住家の多い市野々から二の瀬橋の中間地点に当たる市野々小学校前停留所までの運賃330円としてございます。節22償還金、利子及び割引料、補正額17万1,000円は、令和3年度高齢者地域福祉推進事業補助金及び低所得者利用負担対策事業補助金の精算に伴う県への返納金でございます。節27繰出金、補正額83万円は、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴う国、県の追加交付分に町負担分を加えまして介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

目5 町民センター費、節22償還金、利子及び割引料、補正額33万1,000円は、令和3年度町民センター運営事業補助金の精算に伴う県への返納金でございます。

目7 障害者福祉費、節12委託料、補正額50万6,000円は、障害福祉データベース構築のためシステム改修を行うもので、具体的には個人の認定データとサービスの利用状況等、同一人物で連結させるなど、必要な機能を追加する改修でございます。なお、国補助2分の1を受け入れ、実施するものでございます。節22償還金、利子及び割引料、補正額26万4,000円は、令和3年度ひきこもりサポート事業補助金の精算に伴う県への返納金でございます。

目10 福祉健康センター費、節11役務費、補正額14万2,000円は、機能回復センターの訓練プログラムの大腸菌群検査手数料及び原油検査手数料でございます。令和3年度の法改正に伴い、新たに必要となったため、お願いするものでございます。

目11 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、節22償還金、利子及び割引料、補正額460万6,000円は、本事業に係る令和3年度補助金の精算に伴う国への返納金でございます。

18ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額2,150万円でございます。今回の補正は、オミクロン株対応の接種費用をお願いするものでございます。接種対象者は、2回目接種を終えた12歳以上の方が対象となる見込みで、9月8日現在、1万1,125名となっております。節1 報酬、補正額182万7,000円は、相談窓口における保健師2名分の報酬でございます。節7 報償費、補正額993万3,000円は、集団接種会場で従事していただく医師、看護師、保健師への謝礼でございます。接種回数は、平日30回、休日16回を予定してございます。節12委託料、補正額377万9,000円は個別接種業務委託で、集団接種以外の施設入所者等の接種に対し、医療機関等に接種1回当たり2,277円を支払うものでございます。節17備品購入費、補正額9万5,000円は、接種会場で使用するトランシーバー7台の購入費でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金、節2 農業次世代人材投資資金交付金補助金、補正額75万円につきましては、歳出のところでは御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、農業次世代人材投資資金交付金、補正額75万円の増額につきましては、50歳未満で独立経営を開始した青年農業者に対し給付金を交付する事業で、新規就農者1名が10月からの支給開始となりました。

たので、補正をお願いするものでございます。エネルギー価格高騰対策支援金、補正額450万円でございます。詳細につきましては、水産振興費のところでお説明させていただきます。

項2林業費、目2林業振興費、節18負担金、補助及び交付金、エネルギー価格高騰対策支援金、補正額75万円でございます。詳細につきましては、水産振興費のところでお説明させていただきます。

目3森林環境整備費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載、森林環境整備事業補助金、補正額2,720万3,000円の増額につきましては、和歌山県より森林環境譲与税の受入額を基金に積立てを行わず、活用するよう指導がありました。そのため、予定しておりました積立金を減額し、環境保全を目的とした森林環境整備事業補助金により、坂足、直柱、大野地内の間伐等の整備を実施するものでございます。

20ページをお願いいたします。

項3水産業費、目2水産振興費、節12委託料4万5,000円につきましては、商品券の交付業務を和歌山県漁業協同組合連合会に委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス関連、A3判、関係資料をお願いいたします。

上から3行目の事業でございます。

詳細につきましては、後ろに添付してございます別紙3をお願いいたします。

まぐろ水揚げ支援事業補助金につきましては、那智勝浦町はマグロの町として、原油価格高騰や物価上昇の影響を大きく受けるマグロ漁船に対し、勝浦地方卸売市場への水揚げの継続、拡大を支援することによる市場の活性化を目指すものでございます。交付要件といたしましては、令和4年10月から12月の期間に、勝浦地方卸売市場に水揚げのため入港したマグロ漁船に対し、商品券を交付いたします。はえ縄船につきましては、水揚げを行うごとに5万円の商品券を交付いたします。延べ隻数につきましては350隻を見込んでございます。ひき縄船につきましては、水揚げを行うと1万円の商品券を1回交付いたします。隻数につきましては100隻を見込んでございます。

新型コロナウイルス関連、A3判の関係資料をお願いいたします。

上から2行目の事業でございます。

詳細につきましては、後ろに添付してございます別紙2をお願いいたします。

エネルギー価格高騰対策支援金につきましては、原油価格高騰や物価上昇の影響を大きく受ける町内の農業、林業、漁業事業者の負担軽減を図り、事業の継続を支援するためのものでございます。給付要件といたしまして、令和4年1月から11月の期間中、対象経費の支出額上位3か月の合計が10万円以上で、支援金は5万円から5つの区分に分け、最大25万円まで給付いたします。対象経費といたしまして、農業につきましては燃料、肥料、飼料、林業につきましては燃料、漁業につきましては燃料、餌料でございます。件数といたしましては、農業40件、林業3件、漁業56件を見込んでございます。

予算書の26ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節

14工事請負費、補正額200万円の増額につきましては、令和4年7月の集中豪雨による林道小匠小森川線、林道西中野川線、林道大雲取線2か所の土砂撤去等の災害復旧工事費の補正をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節区分2まちづくり応援基金寄附金、補正額7,000万円につきましては、現在のふるさと納税の寄附状況を勘案し7,000万円増額し、今年度の寄附額を2億5,000万円と見込んでおります。

続きまして、款19繰入金、項1基金繰入金、目5那智の滝源流水資源保全事業基金繰入金、節区分1那智の滝源流水資源保全事業基金繰入金、補正額600万円につきましては、熊野信仰の象徴でもございます那智の滝が未来永劫とうとうと流れる姿を守るべく、その源流域の在り方を有識者の皆様に御議論いただきまして、今年3月に答申をいただきました。その答申を踏まえまして、源流域を適切に管理し、保水力向上を目指すため、那智の滝源流水資源保全事業基金を活用しまして保全事業を実施するため、基金の取崩しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出のほうで御説明申し上げます。

次に、15ページ、お願いたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費で4,964万4,000円の補正をお願いしてございます。節10需用費、補正額2,125万5,000円につきましては、ふるさと納税の寄附の増額に係る返礼品代でございます。寄附額の30%を見込んでございます。次に、節11役務費、補正額2,077万7,000円について、備考欄記載の通信運搬費661万円は寄附の増額に係る返礼品の送料及び受領証明書等の送付費用でございます。次の広告料350万円、こちらにつきましては、少しでも多くの寄附を頂くためにふるさと納税サイトを活用した広告に係るものでございます。サイトの目立つところに本町返礼品が紹介されることから、サイト利用者の目に触れる機会が増え、寄附の増額が見込めるものでございます。次の手数料1,063万5,000円は、ふるさと納税サイトの利用料、クレジットカード、電子マネーの決済手数料、中間管理事業者の取扱手数料などございまして、寄附額増額に必要な予算を計上してございます。次の保険料3万2,000円につきましては、花火打ち上げに係る保険料でございます。例年8月に実施しております花火大会につきましては、コロナウイルス感染拡大の影響により中止いたしましたが、町民の皆様にも少しでも喜んでもらうために、密を避けて短時間での花火打ち上げを11月に2回、勝浦湾で開催することを予定してございまして、そのために必要な保険料でございます。続きまして、節12委託料、補正額461万2,000円につきましても花火打ち上げに係る警備員による警備委託55万2,000円、打ち上げ場所付近の警戒船業務として6万円、花火打ち上げ業務委託の

400万円を計上しております。続きまして、節18負担金、補助及び交付金、補正額300万円につきまして、備考欄記載の花火大会実行委員会補助金300万円の減額は、今回の花火の打ち上げは町主催での開催を予定しているため、実行委員会の補助金は減額させていただきます。次の那智の滝源流域保全事業補助金600万円は、歳入でも触れましたが、那智の滝源流域森林を適切に管理し、保水力を向上させることを目的として、1つ、伐材や倒木の玉切り、斜面地への横配置などを通じた森林土壌流出防止作業、2つ、倒木、流木等の除去作業、3つ、那智原始林に見られる在来雑木の植樹、森林所有者の方がこうした作業を行う場合に活用いただける補助制度を創設しようとするものでございます。那智の滝源流域での水源涵養機能の改善、保水力を向上させる森林保全活動や対象森林の安定所有、そして万一売却を要す場合には、まず役場にお声がけをいただく、そうしたようなことにつきまして、本町と一定の協定等を交わしていただきました所有者さまに御理解いただけた場合に、国や県の補助で対応できない部分を今回の制度を対応していければと考えてございます。なお、事業の実施に当たりましては、当課より農林水産課様に依頼し、実施いただくこととしております。

次に、21ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費につきまして1億3,799万1,000円の増額をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、2つの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で構成されています。

それでは、A3判の一般会計補正予算関係資料のほうを御覧ください。

まず、1つ目ですが、表の1行目、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事業で、価格高騰により大きな影響を受けております中小企業等の負担軽減を図り、事業継続の支援を目的とするものでございます。令和4年1月から8月の期間中、いずれか1か月の電気、ガス、ガソリン等、エネルギー関連経費合計額に応じて支援金を給付いたします。

1枚おめくりいただきまして、別紙1を御覧ください。

本支援金につきましては、1か月で支払ったエネルギー関連経費が10万円以上ある場合を支援対象としてございます。支援金の額は、資料に記載のとおり10の区分を設け、最大で50万円とするものでございます。

それでは、もう一度A3のほうの資料にお戻りください。

事業の2つ目は、表の4行目、まちなか商品券事業で、町内小規模事業者の応援及び地域経済の活性化を目的として第4弾となる町民1人当たり5,000円分のまちなか商品券を配布するものです。枠組みとしましては、令和3年度に実施したまちなか商品券第3弾と同様の形を想定しております。なお、商品券の配布対象者は、10月1日現在で住民基本台帳に登録されている方とし、商品券の引換えは10月下旬から、使用期限は年明け1月15日までとする予定でございます。

それでは、補正予算書21ページのほうにお戻りください。

予算の内訳について御説明申し上げます。

節3職員手当20万円は、2つの新規事業実施に伴う超勤手当をお願いするものです。節10需

用費19万4,000円につきましては、まちなか商品券事業に係る引換えはがき及び封筒の製作費用でございます。節11役務費85万2,000円につきましては、説明欄に記載の費用を見込んだものでございます。節12委託料174万5,000円につきましては、町内11か所にある郵便局に引き続き商品券の交付業務を委託するものです。節18負担金、補助及び交付金1億3,500万円につきましては、両事業に対する補助金でございます。那智勝浦まちなか商品券事業補助金は、商品券の製作や換金等の事務をお願いする南紀くろしお商工会、こちらに対する補助金です。7,500万円のうち、7,150万円は商品券の換金に充てる費用で、残る350万円につきましては、商品券や店舗リストなどの印刷製本費や郵送料等の事務経費でございます。次の中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金6,000万円は、総務省統計局の経済センサス活動調査による企業数等、法人214、個人事業主611から勘案し計上したものでございます。

22ページをお願いします。

続きまして、項2観光費、目2観光振興費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄に記載の宿泊クーポン助成事業費補助金2,500万円についてでございます。本事業につきましては、6月の定例会において予算提案し、お認めいただいたところですが、観光関連産業の活性化を後押ししていくため、宿泊を呼び水とした観光消費の増加を目的としまして、クーポン発行に係る予算を追加投入することで、さらなる誘客促進を図ろうとするものでございます。なお、クーポンの券種につきましては、これまで同様に3,000円、6,000円、9,000円の3券種とする計画でございますが、国や県の施策、旅行者のニーズなどを踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

次に、27ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金、補正額560万円と、同じく下段、目6まちづくり応援基金費、節24積立金、補正額2,240万円につきましては、ふるさと納税寄附額の増額によるそれぞれの基金への積立金の増額であります。事業費見込みを除いた残額を積み立てるものとしております。

観光企画課の関係は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3道路メンテナンス事業費補助金、補正額158万7,000円は、説明欄記載、木戸浦4号橋撤去（附帯）工事に係る支障電柱移転費用に対する国庫補助金でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款6商工費、項2観光費、目3公園費、節14工事請負費、補正額210万円の増額でございます。

お手元に配付させていただいておりますA3サイズ横置き的一般会計補正予算関係資料（新型コロナウイルス関連）の事業名欄、下から2行目を御覧ください。

今回お願いする予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、公園内水栓改修事業としまして、北浜、築地、朝日、天満、駿田、那智勝浦海浜の6公園の手洗い場の古い蛇口をなるべく触らないで済むようにワンプッシュタイプのセルフストップ水栓に取り替えるもので、北浜、築地、駿田の各公園が各1個、朝日公園3個、天満公園5個、那智勝浦海浜公園4個、合計15個分の取替え費用でございます。

議案書に戻っていただきまして、同じく22ページ下段をお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節14工事請負費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載の町道維持修繕工事として、町道の小規模な側溝改修や舗装等の路面補修及び道路暗渠管の土砂撤去等の費用でございます。

目2道路新設改良費、節14工事請負費、補正額1,930万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、井鹿2・3号線道路舗装工事は、井鹿地区集落の県道を迂回する公民館井鹿クラブ前町道の路面荒廃が数年来著しい状態のままとなっておりますので、今回それを改修するための費用でございます。そして、狗子ノ川線道路災害防除工事につきましては、勝浦方面から国道42号の狗子ノ川橋手前を左に入った町道を狗子ノ川集落に向かって約350メートル進んだところの道路山林のり面の風化が激しく、近年落石や崩土が続いていることと、狗子ノ川地区の生活道でもありますので、崖崩れ等の自然災害を未然に防止するため、道路のり面にモルタル吹きつけを行う費用をそれぞれお願いさせていただいております。

お手元に配付させていただいておりますA4サイズ縦の一般会計補正予算建設課関係資料の1枚目を御覧ください。

赤色で着色した部分が井鹿地区の舗装工事箇所でございます。

裏面をお願いいたします。

赤色縦長楕円で着色したところが狗子ノ川地区の道路のり面モルタル吹きつけ工事箇所となっております。

議案書22ページに戻っていただきまして、目3橋梁維持費、節21補償、補填及び賠償金、補正額264万8,000円は、旧町立温泉病院裏の跨線橋、橋梁名、木戸浦4号橋撤去に伴い、その附帯工事として行います体文第2駐車場沿いの町道歩道部の改修工事区間で支障となる関西電力株式会社の電柱4本の移設工事費用に対しまして、平成15年に和歌山県と関西電力とで結ばれました費用負担に関する協定書に倣って、本町におきましても平成16年に関西電力と交わされました確認書に基づいて行う費用負担でございます。

23ページをお願いいたします。

項5都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金、補正額56万7,000円の減額は、下水道事業費特別会計予算の変更によるものでございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費、節22償還金、利子及び割引料、補正額3万6,000円は、令和3年度で受け入れました空き家対策総合支援事業補助金343万5,000円に対す

る国庫返納金でございます。個人の不良空き家の解体除去に対しまして、解体費用の3分の2、上限50万円の補助を令和2年度から行っていますが、令和3年度で50万円交付した10件のうち1件につきまして、実際解体に係った費用は上限の50万円を補助できるものではございましたが、面積約6坪と非常に小さかったため、和歌山県の所管課が今年度に入り、国庫補助金を精査し、面積に国が定める木造住宅の除却基準単価を掛けて算出しましたところ、50万円交付できる除却費用に至りませんでしたので、その差額に国庫補助率50%を掛けた額を返納するものでございます。

27ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、節14工事請負費、補正額400万円の増額をお願いするものでございます。今年4月から8月にかけて、国の災害復旧事業が採択となる前線や台風による集中豪雨の期間がこれまで7回ございましたが、今のところ国庫補助の対象となるような規模の公共土木施設の被害はございませんでした。ただし、国庫補助の対象にならない小規模なものや補助の適用外となる土砂撤去等の災害現場が発生し、御承認賜りました当初予算の工事請負費をもって対応してございますので、これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、集中豪雨による災害に対応するための費用150万円と、8月14日の集中豪雨で発生しました道路災害が庄地区3件、下里地区、浦神地区、各1件、計5件と、河川排水路の災害が粉白地区、浦神地区、各1件で、合計7件分の国庫補助の対象にならない小規模な災害復旧工事費、計250万円を合わせまして400万円の増額をお願いさせていただいております。

配付させていただいておりますA4サイズ縦の一般会計補正予算建設課関係資料の2枚目を御覧ください。

町単独土木施設災害復旧7か所の位置図に赤色丸をつけたところが災害の発生箇所でございます。そして、それぞれの箇所に道路、河川、排水路の名称及び件数を記載させていただいております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3公立学校情報機器整備費補助金、補正額78万7,000円でございます。後ほど歳出で御説明いたします教師用タブレット端末整備に対する補助金でございます。

次に、25ページをお願いします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額590万3,000円の内訳として、節13材料及び賃借料371万4,000円の減額は、教職員の働き方改革の一つとして校務支援システムを導

入するに当たり、よりよいネットワーク環境を構築するため、ネットワーク環境の整備と教職員用パソコンの更新、校務支援システムの導入を併せて実施するものですが、ネットワーク環境の設計検討に時間を要し、令和4年度のリース期間が当初予定の8か月から3か月となったため、減額するものでございます。節14工事請負費619万7,000円につきましては、8月5日の雷により被災した下里小学校の高圧受電設備等の修繕を実施するものです。節17備品購入費342万円につきましては、GIGAスクール児童・生徒1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境整備が進む中、より質が高く、スムーズな授業が実施できるよう、教師用タブレット端末クロームブックを購入するもので、57台分でございます。なお、普通教室数を超えて購入する15台分につきましては、先ほど歳入にございました国庫補助対象となります。

目2教育振興費、補正額129万2,000円でございます。内訳として、節13使用料及び賃借料79万7,000円につきましては、学習支援アプリeライブラリー、1ライセンス分でございます。現状、各学校1ライセンスを使用しておりますが、勝浦小学校の児童数が多いため、もう1ライセンス必要となったものでございます。節18負担金、補助及び交付金49万5,000円につきましては、次のページの項3中学校費、目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金65万8,000円と一緒に御説明いたします。

関係資料A3横長の新型コロナウイルス関連の資料をお願いいたします。

一番下の修学旅行キャンセル料等補助事業でございます。各学校におきまして計画されております修学旅行について、新型コロナウイルス罹患者が全国において増加するなどした場合に旅行を中止することも十分予想され、その際に発生するキャンセル料について保護者の負担とならないよう予算をお願いするものでございます。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。

次の26ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額320万1,000円の内訳として、節13使用料及び賃借料74万1,000円につきましては、小学校費と同様、ネットワーク環境の整備と教職員用パソコンの更新、校務支援システムの導入を併せて実施するものです。既にリース契約中の教職員用パソコンがございますので、ネットワーク環境整備分が増加となっております。節17備品購入費246万円につきましても小学校費と同様、GIGAスクール児童・生徒1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境整備が進む中、より質が高く、スムーズな授業が実施できるよう、教職員用タブレット端末クロームブックを購入するもので、41台分でございます。なお、普通教室数を超えて購入する20台分につきましては、国庫補助対象となります。

目2教育振興費、補正額493万7,000円の減額でございます。内訳として、節13使用料及び賃借料559万5,000円の減額は、パソコン教室にて使用する教育用コンピューターが更新時期を迎えておりましたが、児童・生徒1人1台のGIGAスクール端末が前倒し導入されたため、その端末にて情報教育の授業を兼ねることとしたことから、予算を全額減額するものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開11時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時58分 休憩

11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 3点ほど、質問いたします。

最初に15ページで、歳出のところの企画費の中の負担金、補助及び交付金的那智の滝源流域の保全事業の補助金の600万円なんです、この600万円については、いよいよこの保全事業が動き出したということで非常に期待しているところなんです、補助金ということなんで、この補助率はどうなのか。

だから、そういう先ほどいろいろ課長から説明はありましたが、そういう細かな規定っていうんですか、要綱のようなものをもう既に、基金はもう大分昔からあるんで、それなりの要綱はあると思うんですが、新たにこういう保全事業を始めるに当たっての要綱を作成したのかどうかということと、先ほどの説明で協定等を結んだと。この保全事業にちゃんと共感していただいた事業者と協定を結んだっていうんですけど、どこ、何か所と結んだのかということと、あと流域にはかなりの面積の国有林もありますので、国有林、国と協定というのは結びにくいと思うんで、ただ国有林とも連携していくことが必要だと思うんで、国有林にも話をかけたのかっていう、そこをお聞きしたいと思います。

そして、17ページの老人福祉費の扶助費の高齢者路線バス交通費、これにつきましても議会から要望していたのが実現できたということで感謝いたしたいんですが、ただ、これ実際やってみないと、また細かな点でいろいろ問題も出てくるし、新たな要望も出てくるんじゃないかと思っておりますので、これやってみて、実際乗車する方が増えるかどうかということと、これは一例なんですけど、例えば市野々地区でしたら、お年寄りっていうのは大体旧道沿いに住んでいる方が多くて、なかなか県道までっていう方も、そういう意見も新たな意見も発生してきているんで、その辺はまたおいおいの問題なんです、実際今回走らせてみて、細々とした点で改善点はないかっていう、その辺をちょっと注視していただきたいと思っております。

それともう一点、21ページの商工振興費の一番下の中小企業エネルギー価格高騰対策支援の6,000万円、これについても別紙の1を見させてもらいますと、これ今回、エネルギー価格高騰に特化しての支援ということなんです、非常に10万円から100万円以上で、支援金の額も5万円から50万円というきめ細やか、他の自治体等を見ると一律10万円というような町もありますが、そういうのに比べると非常にきめ細やかなんですが、ただその基準というんですか、考え方としてはエネルギーの価格高騰に特化してるんですが、例えばエネルギーにはあまり影響は受けないけども、それ以外の仕入れ原価で非常に打撃を受けているというような、そ

う業者もあるんじゃないか、あるかもしれないので、だから果たしてこれで大方の業者がその対象になるのか、それとも漏れる業者もあるのではないかという、その辺のちょっと心配もするんですが、その辺について今回このエネルギーに特化したっていう、その辺の判断の仕方っていうんですか、これでほぼ業者は救われる、救済されるのかどうかっていう、どう判断されるのかの根拠というんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） まず、1点目の那智の滝源流域の補助金600万円に関してでございますけれども、現時点で協定を正式に結んでいるということはまだございません。対象となってくるのは、源流域の国有林を除く3つの所有者様に当たるということで考えてございます。

あと補助率ということでございますけれども、要項につきましては現在準備中ということになってございまして、今回議会にてお認めいただけ次第、そちらのほうを正式に固めてまいりたいというところで取り組んでおりますが、補助率というよりは、作業の1ヘクタール当たりの作業単価というものを作成しまして、それを実施いただいた面積、あるいは植樹なんかがありましたら、防除ネットなんかも必要になってまいりますので、そういう面積、メーターですね、防除ネット等のメーターなんかの単価を掛けて、その単価での補助を考えている。補助率というよりは、その実施していただいた事業に対して単価を掛けて、それを補助金としてお渡ししていきたい、そういうふうな制度として考えてまいりたいと検討しておりますのでございます。

それから、国有林についてのことでございますけれども、御指摘のとおり、あちらの区域には国有林も含まれてございます。また、国有林のほうにつきましては、現在も長期的には針広混交林の方向で基本的には自然に任せて、そういう方向で考えていらっしゃるというふうなお話も聞いてございますので、現時点では特段協議等はさせていただいてないんですけれども、御指摘を踏まえまして、我々が考えておることの御説明でありますとか、そうした作業を経ながら、そこら辺適切に連携してまいりたいと考えてございます。

それから2点目で、エネルギー価格高騰、こちらに関しての御質問でございます。

エネルギー価格に特化した理由ということなんですけれども、今年特にロシアによるウクライナ侵攻、これが始まったその前後、コロナの頃からもう既に流れ始めてたんですけれども、この直近8月、7月においてもエネルギー価格だけに絞って消費者物価指数を見ていきますと、前年度比で16%を超えるような急激な変動というのがここ半年、1月から8月にかけては乱高下しながら進んでまいっております。国のほうからも、今回の臨時交付金について、燃料高騰対策としての予算配分もございましたので、今回はその趣旨を尊重しまして、特に燃料高騰でお困りの中小企業者様に対して、今までできてないことは何かできないだろうかということで提案させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えします。

那智山線のバスの交通費につきまして、今後の改善点ということでございます。

今後、熊野御坊南海バスとの協定を交わしていくわけなんですけども、その協定書の中で相互に適宜情報交換を行いまして事業の利便性を図っていくものとしてございます。今後、町民からの声を吸い上げまして、共同して制度的によくなるよう検討してまいりたいと思います。

そしてまた、旧道沿いの路線のこともございましたけども、そちらにつきまして、今後の課題とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） バス路線については、今後よろしく願いいたします。

そして、企画費のことで、先にエネルギー高騰対策のこれについて実際聞きたかったのは、これ以外で、だから対象にね、これで対象にならないような業者もなかったかって、その辺を聞きたかった。例えば昨日、給食の納入業者のことを教育委員会に質問したんですけど、そういう食材の納入なんかを扱っているような、食材なんかはかなり高騰しているんで、だからそういう問屋さんのところなんかはこういうのから漏れないのかなあとか、そんなのをちょっとふと思ったんです。食材が上がった、けど何か救済措置がない、じゃあちょっと質を落とそうかってなったら困りますのでね。だから、これから、ほぼこれで大体カバーできると思っているのか、ちょっと漏れるとこもないのかっていうような、その辺をちょっと心配したっていうことです。

そして、那智の滝の保全事業のことなんですけど、さっき聞くのを1点忘れたんですけど、そういう施業する箇所なんかは、事業者と協定を結んだら、うちの山のここをやりたいというふうには事業者から手を挙げていただくのか、それとも、僕が理想的なのは、せっかくああいう答申をいただいたんで、答申は建設で言えば基本設計みたいなもんですよね。今度実際アクションプランというんか、実施設計に当たる、実際こうやって山をよくしていこう、将来的に広葉樹化していこうというようなのを事業者の協力も得て、事業者の持っているこの山は、やはり経済林として優先したいんだとか、ここの山は自然林に戻していくとか、やっぱ事業者ごと、持っている山の状況も違うんで、そういう計画をつくっていただいて、計画的にそういう事業をやっていくと。だから、事業者から手を挙げてもらおうと、やっぱりやりやすいところとか、そういうところからなってきた、なかなか本来目指す広葉樹化になっていかない可能性もあるんで、やっぱりこちらからも、おたくの山のここから手をつけたらどうかとか、そういう話合い、計画的にやっていくことが大事だと思うんで、その辺も協定を結ぶ際にはまた話し合っほしいということ。

それともう一つ、国有林のことを申し上げたのは、以前、私も一般質問で申し上げた。そのとき課長ではなかったと思うんですが、国有林というのは広葉樹率がかなり高いんで、6割ぐらいが広葉樹なんです。ただ一部、針葉樹もあって、広葉樹化をいうことを図るんだったら、国有林から手をつけていくと非常にやりやすいと思うんですね。

ただ実際、国有林に、私、電話してみたんです、和歌山の管理所。そこの所長は、その有識者の中にも入っていたんでね。国有林さんで、実際針葉樹と広葉樹の混交林をするためのそういう予算なりを取っているか、近々取る予定があるかって聞いたら、今のところ何も事業する予定はありませんって言ったんです。だから、国有林さんが、うちがこれからこういう事業を事業化していくんだったら、国有林さんも一緒に連携して、国有林さんがまずそういう事業を、そういう広葉樹化のモデル事業みたいのをやってくれと、事業に弾みがつくっていうんですかね。それで、我々もその国有林の周囲からやっていく、施業していくとか、そういうこともできるんじゃないかなと思うんで、その辺を検討していただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） まず、エネルギー価格の事業のほうでございますけれども、漏れないかっていう視点に立ちますと、今回、別紙1のほうで申しますと、10万円から20万円の方で5万円の補助っていうことになりますので、それ以下のエネルギー経費の方に関しては対象となつてこないという形になってしまうんですけれども、そのエネルギー事業の関係ではそうになってしまうんですけれども、町のコロナ対策全般のほうを見渡してまいりますと、まちなか商品券事業、それから広い意味ではマイナンバー関係の事業等もございまして、こちらのほうなども町民の方には、燃料高騰対策の一環としてでも御活用いただけるのかなというふうには考えてございます。

それから、2点目の那智の滝源流域に関する事業の関係でございますが、長期的な視野に立って、それぞれの所有者様のほうの計画についてもコミットしていくべきではないかという御指摘で、実際そのとおりだと考えております。今後、実際補助事業を執行していくに当たりましては、事業者様のほうからも長期的な視野に立った視点、どうのお考えであろうかということも十分踏まえながら、各年度の申請書、それから長期的な視点で、長期的な部分で今年はこの部分を取り組むんだってというような、そういうような視点も確認しながら事業のほうを今後進めていければというふうには考えてございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

9番加藤君。

○9番（加藤康高君） すいません、1点だけです。

22ページの商工費の観光振興費で、宿泊クーポンの助成金の件なんですけど、これ今までと同様に3,000円、6,000円、9,000円ということで、また発行していただけるという話であるんですけども、今、県のリフレッシュであつたりとか、今後、今はまだ出てませんが、過去にありました、ちょっと名前は変わりますが、Go Toみたいなことも出てくるかと思うんですけど、そこらについて、基本は多分それとは外して違うところにしたほうがということになるかと思うんですけど、逆にこれ今年度の最終予算と考えると、国のGo Toに逆に併せてこれも実施することによって、もう一つ那智勝浦に来ればお得だというような、そういう

運用の方法とかもちょっと考えてもらえればいいのかと思って、一応最終的な、これは期間、いつまでになるのか、教えてください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 宿泊クーポン助成事業に関してのお問合せでございます。

議員御指摘のとおり、G o T o事業とは、うちの町の宿泊クーポン事業は、以前のG o T o事業の場合は確かに併用というものが可能でございました。県のリフレッシュプランにつきましては、現在実施中のものについては併用はできないというふうな形で聞いてございます。ということで、県事業、国事業、それぞれの基本的にはかぶらない時期というか、逆にかぶる時期を狙いに行くという考え方もあろうかと思えます。一番効果的な時期、こちらに今回補正でお認めいただいた場合にはそれを充てていきたい。

事業の実施の最終的な年度内の期限としましては、2月28日チェックアウトの分までを本事業で対応してまいりたいというふうに考えてございます。ただ、実施時期につきましては、町内の閑散の時期、それから先ほどありましたG o T o事業、そうしたところとの兼ね合いも考えながら、適切な時期に予算を執行してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 2点お伺いしたいと思います。

那智の滝の源流の保全事業の関係なんですけども、600万円。今回、私が思ったのは、答申を受けて、これからどうしていくのかというふうな計画を立てていくんかなって思うんですけども、やはり3番議員さんがおっしゃられるように長期的な計画っていうのは必要だと思います。今回は、基金の事業に多くの方の関心も非常に高いところがございまして、今回、この内容が基金の目的に合うのかどうか。それと、私は短期的に山を補修するとかという意味では、これは非常によいとは思いますが、長期に所有者、地域を割って、この山をどうしていくか。先ほど3番議員さんもおっしゃられましたが、そういうランドデザインみたいなのが必要だと思うんです。これは10年じゃなしに100年を単位としてやっていく話だと思いますので。そこらの関係もあって、町内の関係する方々の御意見も聞いたのかどうか、そのあたりもお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 那智の滝、今回の事業に関連しまして長期的な施業計画と申しますか、ランドデザインが必要ではないかっていうような御質問でございます。

こちらにつきまして、専門委員の皆様からは、基本的な考え方についての指針という形で答申はいただいております。ただ、御指摘のとおり個別具体的なランドデザインという面では、議員御指摘のような部分も確かにあるのかなというふうには思います。

それからもう一つ、町内の意見を確認しておるのかということでございますが、今回の答申を作成いただくに当たりまして、平成31年1月から令和3年度中に関して計7回、それから延

べ4回、現地のほうを専門家委員の皆様にも御確認をいただいていた次第でございます。その7回の会議の中において、地元の皆様からの御意見をヒアリングする場、所有者様からの御意見もヒアリングする場ということも設けまして、委員の皆様には答申のほうを作成に当たっていただいた、そのような経過であったというふうに記録のほうで確認してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 長期的な計画、所有者とか区割り場所ごとに、これから10年か100年かかるか知りませんが、どうしていくかという計画をお願いしたいと思います。それとまた、いろいろな皆さんの御意見も聞いて、せつかくのこの事業ですので進めていただきたいと思えます。

それと、16ページからの臨時交付金の関係の補助金の、この別紙の関係なんですけども、これも幅広くも対応されておまして、町民生活には支えになろうかと思えます。この商品券も1億3,500万円も町内に回ることになりますので、町は本当に潤うような形になろうかと思えます。中小企業とか農林水産業のエネルギー対策、幅広くホテルとか旅館、それから倉庫なんかを持っている業者さんとか、これを維持していく上では物すごくありがたいとは思えます。全体的に金額は少ないかも分かりませんが、有効に、せつかくの補助金ですから活用していただきたいと思えます。

これにつきまして、商工の関係でしたら割合広報というか周知が行きやすいと思うんですけども、農林の関係、特に農業関係者なんかでもエネルギーの関係とか飼料とかあると思うんです。この周知の仕方、何かあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） お答えします。

周知につきましては、回覧、またホームページになろうかと思うんですけど、基本的にはJAさん、それとあと漁業協同組合4か所ですかね、お声かけはお願いするようにはしています。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 先ほど説明で漏れた点が。

商品券事業に関しまして、ちょっと先ほど説明で漏れておった点がございましたので、追加で述べさせていただきます。

今回、我々観光企画課のまちなか商品券につきましては、従来どおり小規模店、町内中小の事業者の方のお店で使っていただけるというものでございます。それに対しまして、マイナンバー事業のほうですとか、農林業のほうにつきましては、共通券という形で町内の大規模店さんのほうでもお使いいただけるような形で、利便性、ちょっと券によって性格を変えているというような特性を3種の中で分けているというようなことになってございます。

ちょっと以上、追加で御説明させていただきました。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） すいません、何点かお聞きします。

10ページの衛生費国庫負担の中での説明と、歳出のほうの中でも説明があったと思うんですけど、新たなワクチンはオミクロン対応のって一言があったと思うんですけど、新しく承認されたオミクロンのワクチンのことなかなあと、10月から承認されるワクチンのことなかなあと、その辺が1点と。

15ページの企画費の役務費の中の広告料350万円ですか、これはふるさと納税のサイトの検索条件がよくなるということで350万円出すんやと思うんですけど、広告料なんで、こんだけお金を出したら、向こうの取上げ方が違うよっていう形で、要はお金出せよというような感じが、何かそんな気もするんですけど、その辺ちょっともう少し詳しくお願いします。

あと、15ページの負担金、補助及び交付金の那智の滝源流域、今回その600万円は補正で上がってあるんですけど、先ほどからの話の中では、毎年このぐらいの予算を出してきっちりやっていくか、来年は当初予算ののってきて同じような金額で出すんか、それが1点と。

16ページの戸籍住民基本台帳費の中の負担金、補助及び交付金の中でマイナンバーカードの分ですけど、これ二千五、六百人でしたか、今まで持っている人と、新たに取られる人が千何百人と言われてたと思うんですけど、これはちゃんと早く取ってよということやと思うんですけど、この辺の広報とかいろいろ、その辺お聞かせいただきたいなと思ってます。

以上、お願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） まず、1点目の15ページのふるさと納税に係る広告料の関係でございしますが、私どもはふるさと納税に関しては、全国的なポータルサイト、例えばふるなびさんですとか、楽天さんですとか、そうしたところを通じて広く全国の方に御寄附を、こういう商品がありますよという周知をさせていただいております。今回の広告費につきましては、そうしたサイトの中で優先的に我々の町の情報を表示していただく、そうしたことに係る広告費として計上させていただいております。こちらに関しては、本当使った分に比例して、かなり相当な効果が期待できるというふうにいるいろいろな情報をつかんでおりますので、今後ともふるさと納税に関して、現在好調に推移しておりますけれども、これを今後も継続していきたいと考えておりますので、ぜひお認めいただきたいなと思っておる次第でございます。

次に、那智の滝の事業規模を今後どうしていくのかということでございますが、こちら実にはふるさと納税で那智の滝ということで御寄附いただいて積み立てさせていただいている額がございすけれども、現在の基金を枯渇させてしまうというわけにはまいりませんので、例年、那智の滝の保全にという形で御寄附いただけた中から、次年度以降の予算について計上できる額を毎年度検討してまいりたいというふうを考えてございます。そのあたりもございまして、ふるさと納税に関しては、こうした事業を推進していくためにも大変重要な事業であり、今回の広告費かなというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えします。

今回補正させていただいていますワクチン接種の費用についてでございます。

今回のワクチンにつきましては、2回目接種された方、12歳以上の方が全て対象になってくるわけですが、オミクロン対応のワクチンということでございます。たまたまなんですけれども、昨日薬事承認されてございます。オミクロン対応ワクチンが薬事承認されてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） マイナンバーカードの関係でございます。広報についてどうしていくかというお尋ねでございます。

現在、広報紙のほうでも広報しているところでございまして、そしてまた国のほうからも未申請者に対して現在通知も送っている最中でございます。当町といたしましても、毎月土曜日に休日開庁を行ったり、そしてまた今後、出張申請等も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 新型コロナの件で、新しく承認されたワクチンは、承認されたけど、なかなか出回りが遅いみたいな話を聞くんですけど、これはいつ頃からこのオミクロン対応のやつでやっていくつもりなのか。

那智の滝水源流基金の件で、多分基金はあまりためんなよという指導があるんやと思うんですけど、しっかり対応していただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） オミクロン対応のワクチン接種でございますけれども、予定といたしましては、一応10月の後半くらいから接種開始の予定で進めてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第62号 令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第62号令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第62号令和4年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度実績に係る県支出金返納金に関するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,267万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款7繰越金の補正により歳入合計、補正前の額24億2,989万7,000円に補正額277万5,000円を追加し、計で24億3,267万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7諸支出金の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は277万5,000円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額277万5,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページでございます。

3、歳出。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、節22償還金、利子及び割引料の277万5,000円につきましては、普通調整交付金や新型コロナに係る減免分などの実績により過年度精算分を返納するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第63号 令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第63号令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第63号令和4年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出の総額は補正せず。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。これを詳しく掲載したものが3ページ、4ページの事項別明細書でございます。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入でございます。

款3財産収入、補正前の額2万円に補正額56万7,000円を増額し、計58万7,000円とするものでございます。

款4繰入金、補正前の額4,600万7,000円に補正額56万7,000円を減額し、計4,544万円とする  
ものでございます。

歳入合計は4,825万円に変更ございません。

4ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款3財産収入、項2財産売却収入、目1財産売却収入56万7,000円。

お手元に配付させていただいております下水道事業特別会計補正予算関係資料を御覧ください。

国土交通省の砂防堰堤工事に伴う工事車両の進入道路に必要な赤色部分を売却するもので  
ございます。

議案書に戻っていただきまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金  
56万7,000円、不動産売却収入で得た分の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第64号 令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第64号令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正
予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号令和4年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,996万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,894万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございませぬ。

款7繰入金及び款8繰越金の歳入合計補正前の額20億5,898万円に補正額5,996万円を増額し、計21億1,894万円とするものでございませぬ。

3ページをお願いします。

歳出でございませぬ。

款4基金積立金及び款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございませぬ。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございませぬ。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございませぬ。

5ページ、歳出補正額の財源内訳は一般財源でございませぬ。

6ページをお願いいたします。

歳入でございませぬ。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4低所得者保険料軽減繰入金、補正額83万円は、一般会計で受入れいたしました国、県の令和3年度低所得者保険料軽減負担金の額の確定による追加交付金に町負担分も合わせまして繰り入れるものでございませぬ。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、補正額5,913万円でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございませぬ。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、補正額1,245万5,000円は、前年度実績の確定に伴い積み立てるものでございませぬ。

款5諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額4,266万2,000円及び目2支払基金交付金返納金、補正額484万3,000円は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の令和3年度精算に伴う国、県の返納金でございます。なお、返納金が多額になってございませぬ。負担金の基礎となる介護給付費の算定につきましては、前年度の給付費の伸び率により見込み、概算で交付申請してございませぬ。令和3年度はコロナ禍の影響や施設の休止等により給付費が伸びず、その結果、返還金が多くなってございませぬ。加えて、過大に見積もっていることも否めませぬ。返還金が多くならないよう努める必要がございますので、今後、より注意して精査に努めてまいりたいと考えてございませぬ。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第65号 令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第65号令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第65号令和4年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和4年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益、既決予定額4億3,856万円に補正予定額66万5,000円を増額し、計4億3,922万5,000円とするものでございます。

第3項特別利益、補正予定額66万5,000円を増額し、計66万5,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億355万7,000円に補正予定額275万円を増額し、計5億630万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億4,838万5,000円に補正予定額275万円を増額し、計4億5,113万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,776万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額957万7,000円、過年度分

損益勘定留保資金1億8,819万1,000円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額8,840万1,000円に補正予定額115万6,000円を増額し、計8,955万7,000円とするものでございます。

第3項固定資産売却代金、既決予定額1,000円に補正予定額115万6,000円を増額し、計115万7,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額2億7,605万円に補正予定額1,127万5,000円を増額し、計2億8,732万5,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額9,417万2,000円に補正予定額1,127万5,000円を増額し、計1億544万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入でございます。

款1水道事業収益、項3特別利益、目1固定資産売却益66万5,000円におきましては、水道用地売却代金のうち、用地取得時の金額を差し引いた利益分でございます。

お手元に配付させていただいております関係資料を御覧ください。

国土交通省の砂防堰堤工事に伴い、水道用地を売却する場所です。

1枚目は、陰陽川の赤色部分でございます。

2枚目は、平野川の赤色部分でございます。

議案書に戻っていただきまして、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節11修繕費275万円の補正は、甫子浦配水池に設置しておりますテレメータ装置が故障しましたので修理するため補正をお願いするものでございます。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項3固定資産売却代金、目1固定資産売却代金115万6,000円は、水道用地売却代金のうち、用地取得時の金額でございます。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目3配水施設整備費、節1工事請負費1,127万5,000円の補正は、甫子浦配水池に昭和55年に設置し40年以上運用していた配水流量計が故障しましたので、交換するため補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第66号 令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第66号令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第66号令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(2)年間患者数においては、入院で4,615人減の3万5,353人、また(3)1日平均患者数では、入院が12.6人減の96.9人となる見込みです。当初予算で定めた業務の予定量につきましては、新型コロナの影響がなく、通常の診療体制となる前提で計上しておりました。しかし、4月以降も引き続きコロナ陽性患者受入れ病床を確保しており、全120床のうち、最大19床で一般患者の受入れを中止しているため、当初の予定より大幅に患者数が減る見込みとなり、第3条の医業収益とともに補正をお願いをするものです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額24億238万4,000円に補正予定額1億4,702万2,000円を追加

し、計25億4,940万6,000円。

その内訳としまして、第1項医業収益19億3,142万3,000円から1億1,087万4,000円を減額し、計18億2,054万9,000円、第2項医業外収益4億6,979万1,000円に2億5,789万6,000円を追加し、計7億2,768万7,000円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額24億6,877万7,000円に補正予定額2,877万2,000円を追加し、計24億9,754万9,000円。

第1項医業費用23億8,725万4,000円に2,877万2,000円を追加し、計24億1,602万6,000円とするものです。

次のページをお願いします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額4,631万5,000円に補正予定額750万円を追加し、計5,381万5,000円。

その内訳としまして、第1項企業債2,310万円に750万円を追加し、計3,060万円とするものです。

続いて、支出の部、第1款資本的支出1億8,287万8,000円に759万円を追加し、計1億9,046万8,000円。

第1項建設改良費2,458万2,000円に759万円を追加し、計3,217万2,000円とするものです。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を3,060万円に改める。

第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額13億6,299万3,000円に補正予定額2,877万2,000円を追加し、計13億9,176万5,000円とするものです。

3ページ、4ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては1ページの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続いて、5ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益、補正予定額1億235万8,000円の減額です。今年度におきましても新型コロナ受入れ病床を確保し、最大で19床、8月末現在では15床が一般入院ができない状況となっております。この影響により、1ページで御説明申し上げましたとおり、1日当たり12.6人の入院患者の減を見込み、今回の補正をお願いするものです。病床機能別の状況は説明欄に記載のとおりで、数値のうち括弧内は当初見込みからの増減です。コロナ病床を確保している急性期一般病床の患者数減が顕著となっております。

それでは、6ページを御覧ください。

目3その他医業収益、補正予定額851万6,000円の減額につきましても、コロナ病床を確保し

たことによる個室の室料差額減収分となっております。

続いて、項2 医業外収益、目8 補助金、補正予定額2億5,789万6,000円のうち、説明欄記載の病床確保事業補助金2億5,454万1,000円は、コロナ病床の確保に伴う空床補償分として受入れを予定しております。説明欄3行目の看護職員等処遇改善事業補助金335万5,000円は、本年2月より支給を開始した看護職員等処遇改善手当の2月から9月分に係る手当に対する補助金でございます。

続いて、支出の部です。

款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費、補正予定額は2,877万2,000円で、コロナ関連手当及び看護職員等処遇改善手当分の増額補正です。このうち、節1 報酬487万6,000円は、会計年度任用職員に対する手当の支給で、コロナ関連手当が228万4,000円、また処遇改善手当が259万2,000円となっております。続いて、節7 医師手当から次のページの節11 事務員手当については、それぞれ記載の手当の増額で、防疫等作業手当が計725万2,000円、新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当が822万円、また看護職員等処遇改善手当については、医師、事務所職員を除く計117人に対し842万4,000円を支給するものです。

続いて、資本的収入及び支出、収入の部。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債、節1 企業債750万円は、後ほど説明いたします建設改良費の財源とするものです。

支出の部、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費、節1 備品費759万円は、説明欄記載の筋電計1台の購入費用でございます。筋電計とは、筋肉の収縮状態を計測する機器で、主に患者のリハビリに伴う筋肉の活動量の変化を可視化するために役立っております。現在設置している機器が平成20年に導入し、経年劣化によりノイズも多く修理不能となったため、更新整備するものです。

8ページから11ページまでは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第67号 教育委員会委員の任命について

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第67号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第67号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第67号朗読〕

松下裕次郎氏につきましては、平成26年10月22日から教育委員会委員として務めていただいているところでございます。現在の任期は令和4年10月21日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。

御同意いただけましたなら、任期は令和4年10月22日から令和8年10月21日までの任期となります。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時16分 散会